

むかわ町事前復興計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和6年度末の策定を目指す「むかわ町事前復興計画策定業務」の受託事業者を公募型プロポーザル方式により広く企画提案を募集し、「むかわ町事前復興計画」の策定業務を行う最も適切な事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 業務名 | むかわ町事前復興計画策定業務 |
| (2) 実施主体 | むかわ町 |
| (3) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (4) 委託期間 | 契約締結日から令和7年3月31日まで |
| (5) 委託上限額 | 27,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 参加資格要件

提案者は、参加表明書の提出時点において次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 1つの事業者が単独（以下「単独事業者」という。）で参加する場合の要件
日本国内での同種・類似業務の実績を有すること。
- (2) 複数の事業者がグループ（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合の要件
 - ア コンソーシアムを構成する事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者が代表事業体として届け出ることとし、本プロポーザルへの申請以降の手続きは代表事業者が行うこと。
 - イ 構成事業者のうち1者以上は、日本国内での同種・類似業務の実績を有すること。
 - ウ 単独事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
 - エ コンソーシアムで参加した構成事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
 - オ 構成事業者は、コンソーシアム協定書を締結すること。
- (3) 単独事業者及びコンソーシアムに共通する要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないもの。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないもの。
 - ウ 令和5・6年度むかわ町入札参加資格登録を有していること。

エ むかわ町業務発注に係るプロポーザル実施要領第5条第2号の規定に該当するもの。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定に該当しないもの。

カ 直近1年間の国税、参加表明する者の所在地における都道府県税及び市町村民税を滞納していないこと。

4 契約締結までの全体スケジュール

| 内容 | 日程・期限 |
|---------------|----------------------------|
| 公募開始 | 令和5年4月26日（水） |
| 参加表明書提出期限 | 令和5年5月11日（木）午後5時30分必着 |
| 参加資格審査結果通知 | 令和5年5月16日（火） |
| 質問書の提出期限 | 令和5年5月8日（月）午後5時30分必着 |
| 質問書への回答 | 令和5年5月11日（木）までに回答 |
| 企画提案書提出期限 | 令和5年5月26日（金）午後5時30分必着 |
| 審査（プレゼンテーション） | 令和5年6月1日（木） ※詳細は別途通知する。 |
| 審査結果通知 | 令和5年6月2日（金） |
| 契約締結 | 令和5年6月上旬 |

5 募集方法

本要領及び必要書類等をむかわ町ウェブサイトに掲載する。

6 参加手続き等

参加を表明する者は、参加表明書とともに以下の添付書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。

(1) 参加表明書及び添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可。）

ウ 直近年度の決算書

エ 業務実績一覧（様式第2号）

※令和4年度までの過去5年間の業務実績のうち、本業務と同種又は類似業務を対象とする。業務実績一覧には「業務分類」「発注機関名」「業務名」「契約金額（消費税込み）」「業務の概要」「履行期間」を記載し、契約の事実を証明する書類を添付すること。

オ 納税証明書の写し（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税、参加表明する者の所在地における都道府県税又は市町村民税の未納がないことを示すもの。）

カ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書）

キ コンソーシアム構成表（コンソーシアムの場合のみ提出）

ク コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムの場合のみ提出）

(2) 参加表明書類の提出

参加表明書類1部を以下のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、(1)の添付書類一式を綴り込み、表紙に業務名称及び提出業者を記入すること。

ア 受付期間：令和5年4月26日（水）から令和5年5月11日（木）までとする。
持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時30分までとする。
郵送の場合は、期限内に必着とする。

イ 提出先：むかわ町役場 総務企画課財務グループ

(3) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和5年5月16日（火）を目途として書面により発送する。

(4) 提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、企画提案書（様式第3号）に見積書（任意様式、消費税込み）及び以下の添付書類を添付の上、各1部提出すること。なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに「辞退届」（任意様式）を提出すること。

ア 提出期限：令和5年5月26日（金）午後5時30分まで

イ 受付場所：むかわ町役場 総務企画課財務グループ

ウ 添付書類：提案事項（任意様式）及び配置予定技術者調書（様式第4号）、業務工程表（任意様式）、業務実施体制（様式第5号）を正本1部、副本13部提出すること。

エ 提出方法：持参又は郵送とする。持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時30分までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

オ 留意事項：提案書には以下の項目に関して記載すること。

(ア) 必須提案事項

- ① 計画策定に係る全般的なスケジュール及び工程の提案
- ② 町民・事業者・行政で被災イメージが共有しやすい被害想定提案
- ③ 復興訓練の要素を取り入れた庁内検討体制の提案

(イ) 自主事業提案事項

- ① (ア)必須提案事項以外の提案者自身が行う事業に関する提案

7 質問事項

(1) 質疑受付

ア 受付期間：令和5年5月8日（月）午後5時30分まで

イ 質問の方法

本業務について質問のある者は、本要領末尾に記載する問い合わせ先電子メールアドレス宛に送信すること。送信にあたっては、表題を「むかわ町事前復興計画策定業務についての質問」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質問受付の終了時刻に関しては、受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断はむかわ町が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答予定日：随時行うものとし、令和5年5月11日（木）最終回答予定

イ 回答方法

むかわ町ウェブサイトで回答する。なお本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

8 最適提案者の選定方法等

(1) 審査方法

提案書の内容等について明確化のため、むかわ町が設置する選定審査委員会において、提出書類に基づいてプレゼンテーションによる審査を実施し、最適提案者及び次点者を選定する。

(2) 評価基準等について

以下のとおり、評価基準及び配点を定める。

| 評価項目 | 評価事項 | 配点 | |
|----------------|------------------------------------|---|----|
| 1 業務実績の評価 | ① 同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有しているか。 | 10 | |
| | 小計 | 10 | |
| 2 企画提案内容に関する評価 | (1) 業務内容の理解 | ① むかわ町の関連する各種計画等を理解していると共に、業務の目的、条件、内容及び現状・課題を十分に理解しているか。 | 10 |
| | | ② 提案内容が、目指す計画像に沿った内容となっているか。 | 10 |
| | (2) 工程・業務体制 | ① 実効性があり、工夫された工程計画が提案されているか。 | 10 |
| | | ② 工程計画のとおり業務を遂行できる業務体制が構築されているか。 | 10 |
| | (3) 実施方法 | ① 仕様書に基づき内容を的確に反映した提案となっているか。 | 10 |
| | | ② 業務対象区域の状況を把握し、適切な分析が行われているか。 | 10 |

| | | | |
|----|---------|--|-----|
| | | ③ 自主事業提案が具体的に示され、創意工夫と実効性のある内容となっているか。 | 20 |
| | (4) 将来性 | ① 町の現状・課題や将来展望を踏まえた具体性・実現性のある計画を策定する能力を有しているか。 | 10 |
| | | 小計 | 90 |
| 3 | 見積金額の評価 | ① 業務に対して見積金額が適切か | 10 |
| | | 小計 | 10 |
| 合計 | | | 110 |

(3) 最適提案者の選定方法

ア 前項の(2)に基づいて採点を行い、失格者を除いた者のうち、最高得点を得た者を最適提案者として選定するものとする。

イ 最高得点を得た者が複数となった場合は、以下の基準により最適提案者を選定するものとする。

(ア) 評価項目「2 企画提案内容に関する評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。

(イ) (ア)の最高得点を得た者が複数となった場合は、「1 業務実績の評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。

(ウ) (イ)の最高得点を得た者が複数となった場合は、「3 見積金額の評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。

(エ) (ウ)の最高得点を得た者が複数となった場合は、抽選により最適提案者を選定するものとする。

ウ 参加者が1者のみの場合でも、審査を実施する。

エ ア及びイにかかわらず、総合得点の6割未満の得点である場合は、最適提案者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 「3 参加資格要件」を満たさなくなった者

イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合

ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合

エ 提案者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合

オ 見積もり額が委託上限額を超過している場合

カ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

9 審査（プレゼンテーション）の実施

(1) 実施日

令和5年6月1日（木）を予定

※詳細な日時・場所については、別途通知する。

(2) 出席者

配置予定者を含めた3名以内

(3) プレゼンテーションに要する時間

概ね40分（説明30分、質疑応答10分）程度とする。ただし、提案者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

(4) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションの内容は提出された提案書に基づくものとする。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

(5) プレゼンテーションに要する機材

パソコン等の機材を使用する場合は、事前に連絡を行うこと。なお、スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブルについては、むかわ町が用意したものを使用しても構わないものとする。

10 審査結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、最適提案者と次点者のみ、むかわ町ウェブサイトで公表とする。なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

11 契約手続き等

(1) 選定された最適提案者は、むかわ町と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法第234条の規定による随意契約の方法により契約を締結するものとする。

(2) 選定された最適提案者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、辞退届の様式は問わない。

(3) 本業務の契約に係る予算の確保ができない場合や、その他不測の事情等が発生し、やむを得ない場合は、提案協議の停止、中止または取り消しをすることがある。なお、この場合において、当該提案に要した費用をむかわ町に請求することはできない。

12 その他

(1) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続きに関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 提示資料の取扱い

むかわ町から提示する資料等について、提案書作成に係る検討以外の目的での使用は、厳禁とする。

(3) 著作権

提案参加者が提出した提案書類の著作権は、提案参加者に帰属する。ただし、むかわ町が公募型プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(4) その他

本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、むかわ町が別に定める。

【問い合わせ先及び書類提出先】

むかわ町役場 総務企画課財務グループ

〒054-8660 北海道勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地

TEL : 0145-42-2412 FAX : 0145-42-2711

E-mail : gyouzai@town.mukawa.lg.jp